

## (別紙1) 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表)

| No. | 項  | 提供先                                  | 提供先における用途(更に細かい内容は主務省令の対応する条項に規定)                                                                                                   |
|-----|----|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1  | 厚生労働大臣                               | 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務                                                              |
| 2   | 2  | 全国健康保険協会                             | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務                                                                                                               |
| 3   | 3  | 健康保険組合                               | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務                                                                                                               |
| 4   | 5  | 厚生労働大臣                               | 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務                                                                                          |
| 5   | 7  | 全国健康保険協会                             | 船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(以下この項において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務 |
| 6   | 11 | 都道府県知事                               | 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務                                                      |
| 7   | 13 | 都道府県知事                               | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務                                                                                                        |
| 8   | 15 | 市町村長                                 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務                                             |
| 9   | 20 | 都道府県知事又は市町村長                         | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務                                                                                                        |
| 10  | 28 | 市町村長                                 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務                                                                                                          |
| 11  | 37 | 市町村長                                 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務                                                                                   |
| 12  | 39 | 都道府県知事                               | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務                                                                                             |
| 13  | 48 | 都道府県知事等                              | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務                                                       |
| 14  | 53 | 公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務                                                                            |
| 15  | 57 | 日本私立学校振興・共済事業団                       | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務                                                                                                 |
| 16  | 58 | 厚生労働大臣又は共済組合等                        | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務                                                                                                   |
| 17  | 59 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会                    | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務                                                                                    |
| 18  | 63 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会                  | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務                                                                                                     |
| 19  | 65 | 国家公務員共済組合                            | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務                                                                                                          |

## (別紙１) 特定個人情報の提供先（番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表）

| No. | 項   | 提供先                                                                     | 提供先における用途（更に細かい内容は主務省令の対応する条項に規定）                                                |
|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 20  | 66  | 国家公務員共済組合連合会                                                            | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務                            |
| 21  | 69  | 市町村長又は国民健康保険組合                                                          | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務                                                  |
| 22  | 73  | 厚生労働大臣                                                                  | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務                       |
| 23  | 75  | 市町村長                                                                    | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務                                |
| 24  | 76  | 住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長                                    | 住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務 |
| 25  | 81  | 都道府県知事等                                                                 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務                                                        |
| 26  | 83  | 地方公務員共済組合                                                               | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務                                                      |
| 27  | 84  | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会                                               | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務                         |
| 28  | 86  | 市町村長                                                                    | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務                                                              |
| 29  | 87  | 市町村長                                                                    | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務                                                              |
| 30  | 91  | 厚生労働大臣又は都道府県知事                                                          | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務                                           |
| 31  | 92  | 都道府県知事等                                                                 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務    |
| 32  | 96  | 市町村長                                                                    | 母子保健法による費用の徴収に関する事務                                                              |
| 33  | 106 | 市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）                                        | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務                                                      |
| 34  | 108 | 市町村長                                                                    | 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務                          |
| 35  | 110 | 厚生労働大臣                                                                  | 雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務                                    |
| 36  | 112 | 厚生労働大臣                                                                  | 雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務                                                          |
| 37  | 115 | 後期高齢者医療広域連合                                                             | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務                                     |
| 38  | 118 | 厚生労働大臣                                                                  | 昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務          |
| 39  | 124 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務                                             |

## (別紙１) 特定個人情報の提供先(番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表)

| No. | 項   | 提供先                                                            | 提供先における用途(更に細かい内容は主務省令の対応する条項に規定)                                                                                                  |
|-----|-----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 40  | 129 | 厚生労働大臣                                                         | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務                                    |
| 41  | 130 | 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金 | 平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務                                                                                          |
| 42  | 132 | 市町村長                                                           | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務                                                                                            |
| 43  | 136 | 都道府県知事                                                         | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務                                                                                                   |
| 44  | 137 | 都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長                                   | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務                                                                                   |
| 45  | 138 | 厚生労働大臣                                                         | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務 |
| 46  | 141 | 独立行政法人日本学生支援機構                                                 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務                                                                                                  |
| 47  | 142 | 厚生労働大臣                                                         | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務                                                                                       |
| 48  | 144 | 都道府県知事又は市町村長                                                   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務                                                                        |
| 49  | 149 | 厚生労働大臣                                                         | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務                                                                            |
| 50  | 150 | 厚生労働大臣                                                         | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務                                                        |
| 51  | 151 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会                                       | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条                                                                                     |
| 52  | 152 | 厚生労働大臣                                                         | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務                                                                                  |
| 53  | 155 | 市町村長                                                           | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務                                                           |
| 54  | 156 | 厚生労働大臣                                                         | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務                                                                                          |
| 55  | 158 | 都道府県知事                                                         | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務                                                                                                |

(別紙1) 特定個人情報の提供先(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表)

| No. | 項   | 提供先                                                                                                                                                   | 提供先における用途(更に細かい内容は主務省令の対応する条項に規定)                                                                                    |
|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 56  | 160 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)) | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務                                            |
| 57  | 163 | 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長                             | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務                                                                                    |
| 58  | 164 | 都道府県知事                                                                                                                                                | 「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務 |
| 59  | 165 | 都道府県知事                                                                                                                                                | 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務                         |
| 60  | 166 | 都道府県知事                                                                                                                                                | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務      |

## (別紙2) 特定個人情報の移転先(番号法第9条第1項別表)

| No. | 移転先                              | 項  | 移転先における用途                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 健康福祉部高齢・障がい福祉課                   | 9  | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                           |
| 2   | 健康福祉部保育課                         | 10 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                         |
| 3   | 健康福祉部健康課                         | 14 | 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                      |
| 4   | 健康福祉部高齢・障がい福祉課                   | 21 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                      |
| 5   | 健康福祉部生活支援課                       | 23 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                   |
| 6   | 総務部課税課、総務部収納推進課                  | 24 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 7   | 都市整備部住宅政策課                       | 27 | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                      |
| 8   | 教育委員会学校教育課                       | 40 | 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                         |
| 9   | 健康福祉部医療保険課                       | 44 | 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                |
| 10  | 健康福祉部高齢・障がい福祉課                   | 51 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                      |
| 11  | 都市整備部住宅政策課                       | 52 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                  |
| 12  | 総務部課税課、危機管理部危機管理課、健康福祉部高齢・障がい福祉課 | 55 | 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹り災証明書等の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                          |
| 13  | 健康福祉部子育て応援課                      | 56 | 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                             |

## (別紙2) 特定個人情報の移転先(番号法第9条第1項別表)

| No. | 移転先            | 項    | 移転先における用途                                                                                                                                                               |
|-----|----------------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 14  | 健康福祉部高齢・障がい福祉課 | 61   | 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                |
| 15  | 健康福祉部子育て応援課    | 64   | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                |
| 16  | 健康福祉部子育て応援課    | 65   | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                             |
| 17  | 健康福祉部高齢・障がい福祉課 | 66   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                    |
| 18  | 健康福祉部高齢・障がい福祉課 | 67   | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                      |
| 19  | 健康福祉部健康課       | 70   | 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 20  | 健康福祉部子育て応援課    | 81   | 児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                                     |
| 21  | 健康福祉部福祉総務課     | 82の2 | 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                    |
| 22  | 健康福祉部医療保険課     | 85   | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                            |
| 23  | 健康福祉部生活支援課     | 95   | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                         |
| 24  | 健康福祉部介護保険課     | 100  | 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                     |
| 25  | 健康福祉部健康課       | 111  | 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                                                      |
| 26  | 健康福祉部高齢・障がい福祉課 | 117  | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                                                                |

(別紙 2) 特定個人情報の移転先 (番号法第 9 条第 1 項別表)

| No. | 移転先                    | 項   | 移転先における用途                                                                                               |
|-----|------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27  | 健康福祉部健康課               | 126 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成二十四年法律第三十一号) による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの                                        |
| 28  | 健康福祉部子育て応援課、教育委員会教育総務課 | 127 | 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |